



憲法審査会 自由討議開始

2020 年 11 月 19 日、12 月 3 日

立憲野党はこれまで憲法審査会の審議を慎重に進めてきたが、その理由は、与党が「憲法改正手続法(国民投票法)」の抜本的再検討を行わずに微修正の「7 項目修正案」(与党提出)の採決をさっさと通し、改憲案の審議に入ろうとしているからである。しかし、この改憲手続法には重大な欠陥があり、国民投票の際の公正・公平性を担保するためには、TV コマーシャルの在り方、インターネットへの対応なども含めた諸問題も十分に議論すべきなのである。

かてて加えて、安倍首相(当時)が首相にあるまじき改憲発言を繰り返したり3権分立を無視した介入をしたりしたこと野党の不信を拡大し、憲法審査会の議論環境が壊され、デッド・ロックに乗り上げていたのである。その安倍首相が政権を投げ出したことにより、11 月 19 日に 1 時間の「自由討議」という形で衆議院において再開された。

「国民投票法」の問題点については後日触れたいと思います。皆さんからのご意見も歓迎します。(小俣 記)

国民投票法、通常国会で「結論得る」自民と立憲が合意

(朝日新聞 2020 年 12 月 1 日)

憲法改正の手続きを定める国民投票法改正案について、自民党の二階俊博、立憲民主党の福山哲郎両幹事長が 1 日、国会内で会談し、今国会での採決を見送る代わりに来年の通常国会で「何らかの結論を得る」ことで合意した。2018 年 6 月に与党などが国会に提出した改正案は来年にも採決される可能性が出てきた。

12 月 3 日の衆院審査会での主な発言要旨

石破茂氏(自民) 審査会を小委員会に分けて、47 都道府県、できれば全小選挙区で議論すべきだ。国会が最高法規である憲法の改正に真摯に臨んでいる姿勢を見せることが何より必要だ。

足立康史氏(維新) 国民投票法改正案について日本維新の会は先週の審査会で、ただちに採決するよう動議で訴えた。(年明けに)通常国会が開会されれば遅滞なく採決すべきだ。

山花郁夫氏(立民) (与野党の)筆頭幹事間の協議で(投票の利便性向上など改正案の)7 項目の質疑はちゃんと言ってきた。きょうの(法案審議での)質疑はかみ合っていないと感じた。引き続き議論が必要だ。

本村伸子氏(共産) 国民投票は国民誰もが自由に意思を表明し、運動が自由にできることが原則でなければならない。現行法は公務員や大学教員から幼稚園の先生まで、教育に携わる全ての人の国民投票運動を禁止している。主権者である国民の意思を最大限くみ尽くすことに反する。

山尾志桜里氏(国民民主) 憲法で緊急事態の時に行政権の強化を認める場合は、国会の関与方法や期間、延長の可否、司法救済などの手続きやルールを事前に決めておくのが肝だ。

中谷元氏(自民) 平和安全法制が成立して 5 年。あれだけ真剣に集団的自衛権や自衛隊の対応を議論した。審査会で 9 条も含めてしっかり議論すべきだ。

「学問の自由脅かすな」日本学術会議任命拒否問題

高校、大学生らが学術会議問題に抗議デモ
(東京新聞 2020年11月30日)

菅義偉首相が日本学術会議の会員候補の任命を拒否したことに抗議する高校生や大学生らが30日、首相官邸前でデモを行った。「ACADEMIC FREEDOM」と書いたプラカードを掲げ、「学問の自由が脅かされている。国民の声を聴き、理由や経緯を明らかにして」と訴えた。



首相官邸前で抗議する学生ら
=30日、東京・永田町で

投稿

政府による学術会議への人事介入に断固反対する

荒木恵美子 (狛江市在住)

今回の学術会議の問題は、違憲行為を繰り返す自民党政権にとって不都合とされる6名の学者が任命を拒否されたことです。この問題が報道された当初、学術会議の存在すら認知していなかった私は、政治に詳しい父からこの問題の中身を色々と教わりました。それからニュースや記事を見ていくうちに、これは学問の自由を揺るがす恐ろしい事態であることを知りました。

外された6名に共通していることは、安倍政権が通した多くの違憲の疑いの濃い法律に反対していることです。菅総理は6名を外した理由について「人事に関わることから、答弁を控える。」という発言を繰り返し、ごまかしていますが、6名の学者の考えが政権の意向・考えに反しているから任命を拒否したことは明白とっていいでしょう。戦前戦中に、多くの学者・研究者が国に従い戦争に協力したという過ちの痛切な反省から学術会議は設立され、学術会議は時の政権の政策等に学者・研究者の専門的な視点から、批判的な検討や提言を期待されている組織です。この観点から政権の意向に反するという理由で6名を除外することは全く納得いきません。

この問題は、一見私たち学生とは関係のないものとして見られていますが、本当にそうでしょうか？これから多くのことを学んでいく立場として、当然ながら教育を受ける権利が保障されています。そのもとで自分の意欲・好奇心に従い行きたい道を歩みま。しかし、今回の菅総理の決定がこのまま覆らず、こういった行動がエスカレートしていけば、学問

の自由という国民の権利が侵害され、国民主権という日本の根底そのものが揺らぎかねません。さらに、学校の教育で日本が犯した幾多の戦争・虐殺、このような日本政府にとって不都合な歴史的事実が徐々にかき消される恐れもあります。こういった悪循環を生みださないためにも、今私たち若者が声を上げていかなければなりません！そうすることで、私たちの未来の学ぶ権利を守ることに繋がります。

投稿

これまでの活動について

荒木恵美子

私は一昨年の暮れに両親の勧めで「民青」に加盟し、毎週行われる班会で日本や世界で起きている様々な社会問題を学んでいます。

今年4月にニューヨークで開催予定されていた核不拡散条約の再検討会議に向けて、日本のシンボルである折り鶴を現存する核の数14525個の分まで折って、核兵器廃絶の意志を世界に発信しようと、昨年9月に民青の高校生やスタッフと「折り鶴プロジェクト」を立ち上げました。周りからの協力も得て目標数を達成しましたが、新型コロナの影響で開催は中止となり、折り鶴もまだ届けられていません。ですが、可能な形で活動を継続し、国連に折り鶴を届けるという方針に変更しました。また、国連の事務総長と軍縮担当の方に核廃絶に対する思いを綴り、手紙を送りました。

8月には高校生と「日本政府も核兵器禁止条約に批准してほしい」という内容の要請文を外務省に提出してきました。この条約は先月、発行基準となる50ヶ国に達しましたが、日本はまだ含まれていません。日本政府が今の消極的な姿勢を改めるまで、私はみんなと声を上げ続けていきたいです。

生徒に Black Power Salute を語る

私は、猪方在住の荒木徹といいます。都内の私立の中高一貫校で数学の教師を勤めています。以下に、2020年11月7日に全校生徒に向けて放送朝礼で話したことをご紹介致します。

お早うございます。数学科の荒木です。

少し前のことになりますが、テニスの全米オープンで優勝した大坂なおみ選手が、「全7試合に警察の暴力などで死亡した黒人犠牲者の名前入りのマスクで登場したことについてあなたが伝えたいメッセージは何であったのか？」と優勝インタビューで聞かれると「逆に、あなたに聞きたい、あなたはどのようなメッセージを受け取ったのか？」とインタビュアーに問いかけるということがありました。この大坂選手の問いかけは、1人このインタビュアーだけに向けられたものではないと思います。これは、全世界の人々に向けられたものではないかと思います。今日は、この大坂選手の問いかけと本質的に同じ問いかけに、今から50年以上も前に自分の生涯・命をかけて誠実に答えた1人のヒトを紹介します。そのヒトの名はピーター・ノーマン、彼は、1968年のメキシコオリンピックの陸上男子200メートルの銀メダリストで、オーストラリアの白人選手でした。このオリンピックが行われた頃のアメリカ社会について説明すると、アメリカでは、有色人種の入店拒否の店があり、バスやトイレなど公共の場所でも白人優先とされる状況で、この差別的状況を変えようと、マーティン・ルーサー・キング牧師やマルコム X といった黒人指導者たちが立ち上がり公民権運動とよばれる人種差別を撤廃する運動を激しく展開している時代だったのです。そして、キング牧師はこのオリンピックの半年前に暗殺されていました。スポーツ界のことでいうと、プロボクシングの世界ヘビー級チャンピオンだったモハメド・アリが「俺にはベトナムに行って人殺しをする理由はない」と言って、ベトナム戦争の兵役を拒否して世界タイトルを剥奪され、ボクサーのライセンスまで剥奪されるという、そんな時代でした。このような状況下でのオリンピックだったのですが、陸上男子200メートルは、おそらくアメリカの黒人選手がメダルを独占するだろうと言われていました。ところが予想では全く話題にも上らなかったピーター・ノーマンは、予選から好調

で、決勝ではほとんど奇跡ともいえるような快走・追い上げをみせて、2位に食い込み見事に銀メダルを獲得するのです。金メダルはトミー・スミス、銅メダルはジョン・カーロス、2人ともアメリカの黒人選手でした。この2人の黒人選手と決勝前に親しくなったピーター・ノーマンは、この2人からあることを打ち明けられます。「君は人権を信じているか？」と2人から聞かれたノーマンは「信じている」と答えると、「それでは神を信じているか？」と聞かれ、ノーマンは「強く信じている」と答えました。そして、2人から「今のアメリカの黒人が差別されている状況に何もしないというわけにはいかない。決勝では我々は上位になりメダルを獲得して表彰台に立つことになるだろう。そのときに、人種差別に抗議するために、ブラックパワー・サリュート(拳を高く掲げて人種差別に抗議する示威行為)をするつもりでいる」と打ち明けられたのです。決勝の後、ノーマンは「表彰式で、僕は何をすればよい？」と2人に尋ねました。2人は「これは我々黒人の問題だから、白人の君は関わらなくてよい、気持ちだけで十分だ、有難う」と丁重にノーマンの申し出を断ったということです。しかし、ノーマンは考えました。「ここで見て見ぬふりをして、やり過ごしたのならば、人種差別をしているアメリカの白人と変わらないことになってしまう、これは、ヒトとして、どう向き合うのかという僕自身の問題だ」、こう考えたノーマンは「僕は君たちに賛同する、僕も君たちと一緒に立ち上がる、君たちが付けているバ



ッジを僕も付けて表彰式に出たい」と言って、2人が付けていた人種差別に抗議する団体「人権を求めるオリンピック・プロジェクト」のバッジをピーター・ノーマンも付けて表彰式に臨むことになりました。

こうして、オリンピック史上最も有名な政治的事件「ブラックパワー・サリュート事件」が起きるのです。メダル授与式でアメリカ国歌が流れる中、アメリカ国旗に向かって、2人の黒人選手トミー・スミスとジョン・カーロスとは首を垂れて拳を高く掲げるブラックパワー・サリュートを行い、ピーター・ノーマンは「人権を求めるオリンピック・プロジェクト」のバッジを付けて人種差別に抗議する明確な意志を表明したのでした。会場の観客席から凄まじいブーイングの嵐が巻

き起こり、会場は異様な雰囲気包まれました。

この後の3人の陸上選手の人生は、大変苛酷なことになりました。まず、トミー・スミスとジョン・カーロスとは、選手は政治行為をして



はならないというオリンピック憲章に反するということで、選手村から追放され強制帰国をさせられ、陸上競技界からの永久追放処分となり、2度とフィールドに立てなくなるのです。選手生命を絶たれてしまった2人は、帰国してからも、職場を解雇されたり家族は様々な脅迫を受けたりし、ジョン・カーロスの妻は自殺に追い込まれてしまうのです。一方のピーター・ノーマンの方も、オーストラリアではオリンピックの陸上競技での史上初の偉業であったのにもかかわらず、当時のオーストラリアは、アメリカに引けを取らない人種差別の激しい白人至上主義の国だったために、彼の行為は、国辱行為ととらえられました。そういう中、数々のバッシングに遇いながらも、ピーター・ノーマンは、4年後のミュンヘン大会までにオリンピック派遣標準記録を13回も突破します。しかし、まともな説明もないままにオーストラリアのオリンピック委員会は男子陸上200メートルには選手を派遣しないことを決めてしまい、ピーター・ノーマンは、陸上選手として完全に抹殺されてしまうのです。その後、ピーター・ノーマンの名前は、オーストラリア国内でも忘れ去られてしまい、彼自身も収入の低い仕事にしか就けず離婚や生活苦、体調不良に苦しむ辛い日々を送ることになるのです。2000年のオリンピックシドニー大会においても、ピーター・ノーマンの名誉は回復されず、開会式など、オリンピックに招かれることもなければ、名前を紹介されることもありませんでした。

時は流れ、アメリカでは、トミー・スミスとジョン・カーロスとの行為が徐々に正当に評価されるようになり、2人の名誉が回復された2005年には、2人の勇気と信念とを讃えて、カリフォルニア州にある2人の母校のサンノゼ州立大学に、オリンピックの表彰台でブラックパワー・サリュートをしている2人の銅像が作られました。ところで、この表彰台の銅像には、銀メダルのピーター・ノーマンの銅像はありません。

これは、この銅像の除幕式にも招かれたピーター・ノーマン自身の願いからだったそうです。ここを訪れた人が、ピーター・ノーマンが立った銀メダルの表彰台に立って、それぞれが自分の思いを感じて欲しいと、ピーター・ノーマンが願ったために彼の銅像がないのです。

オーストラリアではピーター・ノーマンの名誉が相変わらず回復されない中で、映像作家になっていた彼の甥のマット・ノーマンがピーター・ノーマンに「ブラックパワー・サリュートに同調したことを後悔していないか？」と尋ねたことがありました。ピーター・ノーマンは「していない」と強く言い、「確かに得るはずだった多くを失ってしまったかもしれないが、心は満たされている。自分の信念を貫き通せた」と答えたというのです。これを聞いたマット・ノーマンは、ピーター・ノーマンのドキュメンタリー映画を製作することを決意します。しかし、映画制作のための資金集めが困難を極め時間がかかってしまい、映画が完成する2年前の2006年に64歳でピーター・ノーマンは心臓発作で亡くなるのです。参列者の少ない寂しいピーター・ノーマンの葬儀で彼の棺を先頭に立って運んだのは急遽アメリカから駆け付けたトミー・スミスとジョン・カーロスでした。

完成したピーター・ノーマンのドキュメンタリー映画「サリュート」は、最初上映された映画館がわずかだったのですが、口コミで評判が広まり、最終的にオーストラリアの内外で公開され、8つの映画賞を受賞したということです。

そして、ピーター・ノーマンの死後6年、「ブラックパワー・サリュート事件」からは実に44年の月日を経て、2012年8月にオーストラリア連邦議会はピーター・ノーマンの名誉を回復するための動議を採択し、当時91歳であったピーター・ノーマンの母親のセルマさんに議会は正式に謝罪したのです。

最後に、日本国憲法の第九十七条と第十二条とを読んで、私の話を終りたいと思います。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

この文章は、以下のネット情報を参考にして書きました。
1. 笹川スポーツ財団ホームページ「白人選手のブラックパワー・サリュート」
2. Goo ブログ「正義を貫いた男たちの銅像に彼の姿だけはありません」
3. イミシン「表彰台での勇気ある行為が原因で、母国で生涯を通して除け者扱いされ続けたオリンピック銀メダリスト」

投稿

花岡茂著『自衛隊も米軍も日本にはいない(花伝社)』の紹介

須貝光典

この本で紹介されている花岡氏の提案は、これまでの自衛隊改正案で一番気に入った改正案で、私の考えていた理想の国防論そのものです。氏は、自衛隊を解消した後の組織として、「防災平和省」の新設を提案し、現憲法九条を擁護し、非軍事的な手段での国の安全保障を提案しています。

その防災平和省の内容は以下のようです。防災平和省(通称:防平省)は、現在の防衛省を一旦廃止した上で、その人員(希望者全員)や施設の一部などは引き継ぎ、国土交通省(海上保安庁、気象庁など)、および警察庁、総務省(消防庁など)の、防災及び災害救助・災害復旧に関係する部署を統合して、災害救助任務と国家安全保障任務を一元的に担う新しい官庁とするというものです。

新九条論を提案していた方たちは、現在の憲法の九条を改正して、自衛隊を認めるが、個別的自衛権の行使だけ行う自衛隊にするということでした。一方、現憲法の九条そのものを擁護して武力組織の自衛隊を一切認めないという方たちは、自衛隊を災害救助隊に改変して使うえばいいということだった。

これに対して、花岡氏は現在の九条の規定を遵守し、新しい組織を自衛隊のような「軍隊組織」を使わず、国防は陸上警備隊(りくガード)、沿岸警備隊(うみガード)、および航空警備隊(そらガード)という非軍事の組織に任せ(国防監視と国境警備任務)、それに付け加えて、現在の自衛隊にはない任務(災害救助任務)を組み込むというものです。つまり、「災害救助任務」と「国家安全保障任務」を担う新しい省を作るというのが斬新な点です。

問題は、この組織が現実にはできる可能性があるかどうかですが、花岡氏の想定の新組織は人員的に

は以下ようになります。

新しく作られる「防災平和省」の必要人数は総定員68万人。現在の自衛隊員の数(約22万7000人(定員は約25万人))。総定員68万人の中には、現在の防衛省(廃止後の希望者全員)と施設・装備の一部をはじめ、国土交通省外局の海上保安庁(約1万400人)、地方整備局、気象庁(約5500人)、総務省消防庁関連(約16万200人)の一部、復興庁、環境省、警察庁・自治体警察などの機関のうち、防災・災害救助に関係する全ての部局の職員が含まれます。

災害救助任務には、海外での災害救助も含まれるので、日本の安全保障にも確実に繋がるし、軍隊を持たない日本が無償で災害救助活動を行えば、被災した諸国は日本の救助援助活動に感謝し高く評価すること間違いありません。そして、この全世界の自然災害に対する災害救助活動は、武力に頼る安全保障とは真逆の、外国から恨みを買うようなことをしない(つまり敵を作らない)、さらには、分け隔てなく全ての国に人道支援を行うといことで、非軍事的な(平和的な)手段で国の安全保障を確実にすることができます。

上記を実現するために「護憲連合会派」の結成を提案しています。花岡氏は財源に関してもシミュレーションをしたり、国内での災害救助活動についても構想を詳しく説明したりしていますが、詳しいことは本を読んでください。

この本は粕江の図書館にはありませんが、「リクエスト用紙」に書けば、他市の図書館から取り寄せてくれますので、利用してみてください。

こまえ平和フェスタ2021は9月12日開催

川崎 哲さんが講演します <http://komae-heiwa-fes.clean.to/>



西尾真人

現在、私は副実行委員長をしています。昨年の開催が新型コロナのために事実上、中止となり、市民の皆様の期待に応えられず残念な思いですが、初めて「こまえ平和フェスタニュース」を新聞折込で発行し、また過去の平和フェスタ合唱をYou Tube で公開、ホームページに平和フェスタの年表や公開可能な過去の講演・戦争証言などを掲載させていただきました。実行委員長は昨年引き続き、作詞・作曲・うたごえ運動で狛江から世界に平和を発信する大熊啓です。

長年の被爆者と国民の願いであった核兵器禁止条約が今年1月22日に発効しました。初めて核兵器の開発、製造、保有、使用、使用の威嚇が違法として禁止されます。また、核保有国が加入した場合の手続きなど核兵器全面廃絶に向けた規定も定められています。核兵器保有国は核不拡散条約（NPT：主要な核兵器保有国も参加）に基づき核軍縮が定められています。最近機能していません。核兵器禁止条約は、核軍縮義務を履行させることにもつながります。条約は2017年7月に122ヶ国の賛成（2019/7：130ヶ国）で成立、昨年の10月に50か国目（現在54か国）が批准、発効となりました。

日本政府は核保有国と同様に条約に反対し、会議にも出席していません。そのために、参加を求める地方議会の意見書が531（21/2/15現在、全自治体の30%）採択されています。岩手県では昨年3月までに県議会と33市町村議会全てで可決

されました。狛江市議会も採択しています。（次頁囲み参照）

ことしの平和フェスタは9月12日（日）に条約発効の立役者「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）国際運営委員の川崎哲さんに講演をお願いしています。その他、様々な企画を検討しています。会場は残念ながらエコルマホールを確保できませんでしたので、公民館をメインにしてオンライン開催する予定です。核兵器禁止条約を活かして核兵器廃絶に向けた大きなうねりの中で、こまえ平和フェスタもその一翼を担いたいと思います。

ニュースレター読者の皆さん、市民の皆さん、開催に向けご協力をよろしく願いいたします。

狛江3小 6年生の 平和授業の 講師の依頼を受けました

狛江第3小学校6年生の平和授業（全12回）の講師としての依頼がこまえ平和フェスタ実行委員会にありました。平和授業の最後として、戦争を直接知らない世代が平和問題に取り組んでいる思いなどを話して欲しい、それを通して児童一人ひとりが自分にできることを考える授業にしたいとのことでした。三人が参加し、児童からみて祖父世代である一人が幼少期に見た戦争の傷あとを残す情景を、女子大生が小学生高学年の頃に七夕で「世界平和」と書いたのは幼いころ読んだ絵本「地雷でなく花をください」（絵本を朗読）が心に残っていたこと、悲惨なことにも目を背けないで！そして父親世代である実行委員長は3小の校歌をはじめ歌を交えて平和への思いを伝え、また原爆で亡くなった20万人の一人ひとりの人生を想像することで、三度（みたび）原爆を経験することなく平和な社会にすることができるとそれぞれ訴えました。



日本政府に核兵器禁止条約に調印することを求める意見書

平成 29 年（2017 年）7 月 7 日、国連で核兵器禁止条約が 122 カ国の賛成で採択された。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年、被爆者を先頭に多くの人々が無類の非人道性を持つ核兵器の廃絶を求めて長年にわたり運動してきた。しかし、生物・化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾などは非人道的兵器として禁止されているのに、核兵器は禁止されてこなかった。この点で、今回国連で採択された核兵器禁止条約は、全世界から熱望されていたもので、核兵器の禁止から廃絶につながる大きな一歩となるものである。

条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて違法なものとなった。

条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、使用の威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止している。

条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への道筋を示している。また、核兵器の使用や実験により被害を受けた個人への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

広島・長崎への原爆投下、ビキニ環礁での核実験と 3 度にわたり核兵器の惨禍を体験した日本は、核兵器廃絶に向け先頭に立つことが強く求められている。

狛江市議会は昭和 57 年（1982 年）6 月 21 日、「狛江市平和都市宣言」を全会一致で可決した。同宣言は、「狛江市および狛江市民は、各平和宣言都市と手を結び、核兵器完全禁止・軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力することを宣言する。」と述べている。

よって狛江市議会は政府等に対し、日本政府に核兵器禁止条約に調印するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年（2017 年）12 月 21 日

東京都狛江市議会

平成 29 年 12 月 21 日 原案可決

投稿

“ちょっと待って 図書館移転” 署名のお願い

元図書館員 小川泰子（中和泉在住）

1 月 1 日広報で図書館移転が突然報じられました。あまりに狭い敷地への移転で、これでは現中央館の方がマシでは、と比べるほどです。

駄倉地区センター・商工会（元交番）の跡地に三階建て、専有面積は 113m²増のみ。市民センターは図書コーナーを残し、市民活動支援センターを持ってくることで、どんな床面積配分となるかは未定。

これでは現状のキツキツの備品配置を少し緩め、椅子を少し増やせるだけでは。また、分散された図書館が中央図書館といえるのでしょうか。多摩の他市と比べて中央館として備えるべきもの、今足りないものを加える余地は無いでしょう（折込チラシ参照）。

市による各種アンケートで、図書館充実の要望は常に上位にあり、蔵書増と読書スペース増が求められてきました。市民が直接目の前の本を選べる書架の少なさも問題です（開架率は他類似 6 市平均 66.7%に対して狛江は 47.6%）

市は 25 年前からより広い中央館を検討し、詳細な答申や庁内会議による基本計画を出したが先延ばししてきました。その後、書架不足のために大量の蔵書廃棄を毎年繰り返し、現在、遂に多摩 26 市中最下位の蔵書数（市内全冊で）になっています。

何より、新築されれば今後 60 年このまま！の図書館行政の恐ろしさです。

土地がない、財政等の余裕がない（しかし今公債費は減り続け、全国類似団体 89 中上位 21 位の経常収支率に改善している - 森裕之講演 - そうだが）ならば、コロナ禍でそれどころではなく、市民参加も難しい今、急ごしらえで浮上した図書館移転になぜ突進するのでしょうか。市に再考を求めたく、この計画の保留を求める署名をお願いします。

署名は子どもも市外在住者も OK です。連絡を頂ければ伺います。

集会などのご案内

九の日行動「改憲発議阻止」の署名活動

菅政権は、日本学術会議が推薦した6人の会員の任命拒否の理由に憲法を歪曲した首相の任命権、監督権を持ち出す一方で、「敵基地攻撃論」の具体化をはかろうとするなど、憲法の軽視と恣意的な運用の面でも「安倍政治」を引き継いでいます。

その点で、改憲発議などではなく「憲法に従った政治を」の要求と運動、世論の強化、拡大が必要です。「改憲発議反対全国緊急署名」を手に、宣伝・対話を旺盛に展開しましょう。(総がかり行動実行委員会)

「戦争なんてイヤだ!狛江市民実行委員会」もこれに取り組みます。

- ・場所:狛江駅北口
- ・3月9日(火)、4月9日(金) 3時～4時



フラワーデモ

～性暴力に抗議する Standing～
お花を持って参加しましょう!

- ・狛江駅前
- ・3月11日(木) 3時30分～4時30分
- ・主催:新婦人狛江支部

毎月19日国会議員会館前行動

2015年9月19日に「安保関連法(戦争法)」が衆院安保法制特別委員会で強行採決されたことを抗議するために起こされた行動です。

フィジカルディスタンスを確保しながらスタンディングできるだけ各自のプラカード持参を

- ・場所:衆議院第2議員会館前を中心に
- ・3月19日(金)6時～6時45分
- ・共催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会、安倍9条改憲NO!全国市民アクション

事務局より

コロナ禍で『ニュースレター』の発行が遅くなってしまいました。

そのため1面トップの「憲法審査会」の情報は少し古くなってしまいましたが、その後の動きはありませんので、このまま掲載します。

投稿歓迎いたします

いつもご『ニュースレター』をお読みいただき有難うございます。『ニュースレター』はどうしても事務局からの情報発信が多くなってしまいましたが、会員の皆様からのご意見もお寄せ頂いて、お互いの交流を進めたいと考えております。投稿をお待ちしております。

拡大世話人会においでください

原則として毎月第3木曜日、午後1時30分～3時30分、狛江市民センター**第2会議室**で行っています。最近では~~3月18日(木)~~、4月22日(木)、5月20日(木)に行きます。(4月だけは都合により第4木曜日となっています。)「拡大」ですので、どなたでも参加できます。

『ニュースレター』の受け取り辞退

高齢化などの理由で会員通信の受け取りを辞退されたい方はご遠慮なくお申し出ください。